

目次

総則

目的

用語の定義

基本理念

市民の権利，役割及び市の責務

市民の権利

市民の役割

市の責務

地域コミュニティの役割等

地縁による団体の役割

市民活動団体の役割

事業者の役割

地域コミュニティの連携と協力

協働によるまちづくり

協働によるまちづくりの推進

協働の環境づくり

担い手づくり

情報の提供及び共有

市政への参画

政策形成過程への参画

市民参画の方法

附属機関等の委員

協働のまちづくり推進委員会

協働のまちづくり推進委員会

所掌事務

条例の尊重及び見直し

条例事項の尊重

条例の見直し

雑則

委任

附 則

総則

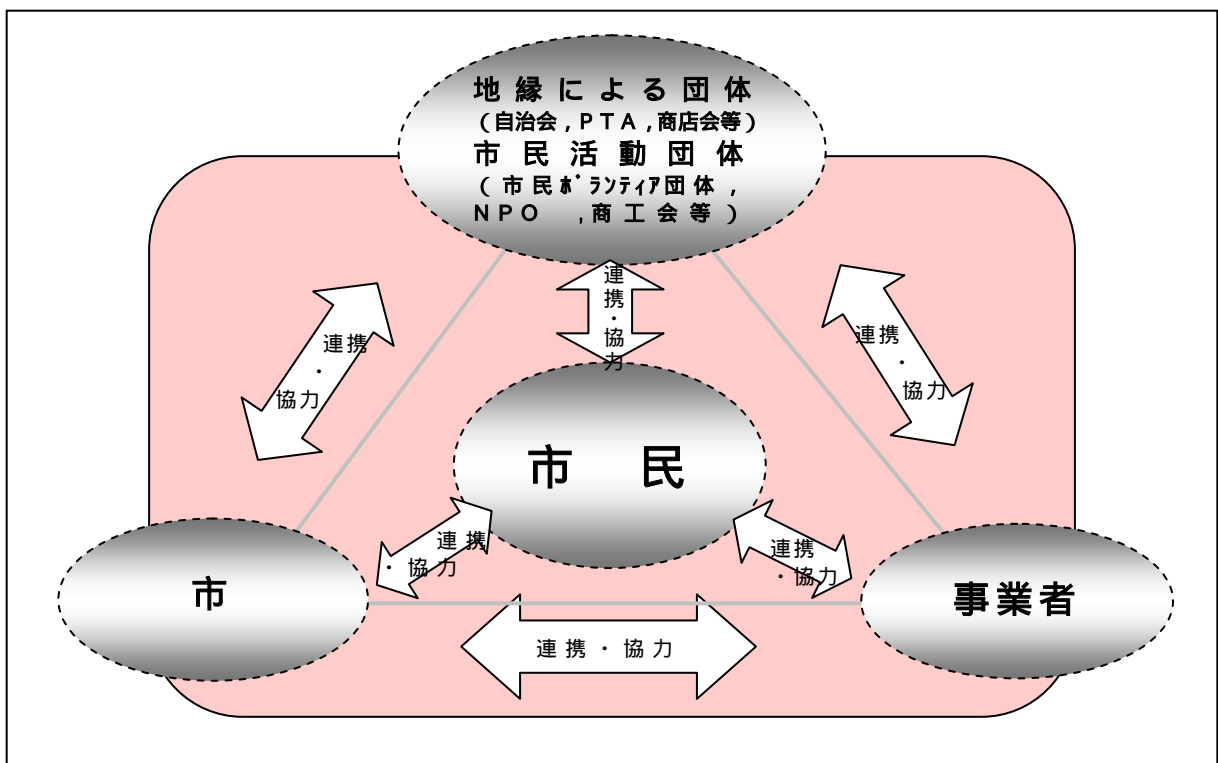
目的

協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めます。

用語の定義

協働のまちづくりを推進するうえで重要となる主体の範囲など基本となる言葉について定めます。

- | | | |
|------------|--------------|-------|
| (1) 協働 | (2) まちづくり | |
| (3) 市民 | (4) 地縁による団体 | |
| (5) 市民活動団体 | (6) 事業者 | (7) 市 |
| (8) 市民活動 | (9) 地域コミュニティ | |



基本理念

協働によるまちづくりを推進するための基本理念について定めます。

- 1 「自助，共助及び公助の理念」に基づき，それぞれの果たすべき責任を理解すること。
- 2 相互に目的を理解し，目的意識を共有すること。
- 3 相互に対等な立場で，自主性を尊重すること。
- 4 相互の特性及び役割を理解し，協力すること。
- 5 相互に必要な情報を提供し，共有すること。

市民の権利，役割及び市の責務

市民の権利

協働によるまちづくりを推進する上で，市民が持つ権利を明文化します。

- 1 まちづくりに参加する権利があること。
- 2 市政に対し意見を提言する権利があること。
- 3 市の保有するまちづくりに関する情報を知る権利があること。

市民の役割

協働のまちづくりの基本的な主体である，市民の役割について定めます。

- 1 自らがまちづくりの主体であることを認識し，積極的にまちづくりに参加するよう努めること。
- 2 自らが地縁による団体の担い手であることを認識し，参加し，又は協力するよう努めること。
- 3 市民活動への理解を深め，自主的に参加し，又は協力するよう努めること。

市の責務

市の責務について定めます。

- 1 施策を策定し，実施すること。
- 2 必要な情報を積極的に提供すること。
- 3 市職員に対して研修等を実施すること。
- 4 市職員は，自己啓発に努め，市民等との信頼関係の向上に努めること。

地域コミュニティの役割等

地縁による団体の役割

地縁による団体の役割について定めます。

- 1 地域住民のつながりを強くし，安心，安全で住み良い地域づくりに努めること。
- 2 様々なまちづくりの主体と交流及び連携すること。

市民活動団体の役割

市民活動団体の役割を定めます。

- 1 まちづくりに貢献するため，自らの持つ知識，専門性等を生かすようにしてもらうこと。
- 2 積極的に情報提供を行い，活動内容が市民等に理解されるようにしてもらうこと。
- 3 様々な主体と交流及び連携してもらうこと。

事業者の役割

事業者の役割を定めます。

- 1 公共的又は公益的な活動に協力してもらうこと。

地域コミュニティの連携と協力

地域コミュニティ（地縁による団体，市民活動団体，事業者）の連携と協力が重要となることから，すべての主体ではなく，この3者の連携・協力について改めて定めます。

協働によるまちづくり

協働によるまちづくりの推進

基本的な進め方について定めます。

- 1 相互にそれぞれの特性を理解し合うこと。
- 2 尊重し合うこと。
- 3 補完し合うこと。

協働の環境づくり

全般的な「環境づくり」について定めます。

『環境づくりについて』

検討委員会では、環境づくりについて、

活動の場の整備

- ・ 公共施設利用の減免
- ・ イベントなどの開催による施設開放
- ・ 地区集会所や公園など地域コミュニティ活動の場の支援の検討
- ・ 公共用地の活用

中間支援機能の強化

- ・ コーディネイト機能の育成
- ・ 基金の創設
- ・ 団体間の連携を強化する中間支援をする組織の育成

市民主導のまちづくり制度

- ・ 市民提案制度
- ・ 市民協働モデル事業
- ・ 市民提案型の協働のまちづくり事業の創設

行政運営

- ・ 補助金の見直し
- ・ 窓口の一元化（組織の検討）
- ・ 行政提案型の協働のまちづくり事業の創設

などが提案されました。

担い手づくり

担い手づくりについて定めます。

- 1 担い手の発掘や育成すること。
- 2 体験や学習の機会を提供すること。

『担い手づくりについて』

検討委員会では、担い手作りについて、

講座等の開催

- ・ ボランティア活動体験講座の充実
- ・ ふれあい市民講座の充実
- ・ リーダー養成講座の開設
- ・ 創年セミナー（定年を迎える人の人材発掘）

人材バンクの創設

ボランティアセンター（社会福祉協議会）の機能強化

などが提案されました。

情報の提供及び共有

情報の提供及び共有について定めます。

- 1 情報を提供すること，共有すること

『情報の提供及び共有について』

検討委員会では、情報の提供及び共有について、

提供

- ・ 情報発信（情報誌・広報・ホームページ等）
- ・ 受けた側に伝わるような情報提供の方法（平易な言葉遣い）
- ・ 見やすい情報の提供（絵の活用）

共有

- ・ 協働のまちづくりに関する資料室のようなコーナー
- ・ 各種団体の情報の一元化

などの提案がありました。

市政への参画

政策形成過程への参画

市政への参画を権利として保障し，行政運営は，市民の参画を基本とすることを定めます。

- 1 基本的な計画の立案から参画できること。
- 2 参画機会を確保すること。
- 3 市民の意思が適切に反映されるよう行政運営を行うこと。

市民参画の方法

市民参加機会を保障するため，具体的に「パブリックコメント」等について定めます。

- 1 基本的な計画を策定するときは，パブリックコメントを実施すること。
- 2 パブリックコメントにより提出された意見等に対する市の考え方を原則として公表すること。
- 3 その他にも，参画の機会を提供すること。
 - (1) 説明会の開催
 - (2) アンケート調査の実施
 - (3) ワークショップの開催
 - (4) 審議会等の設置 等

附属機関等の委員

附属機関等の委員の選任のあり方について定めます。

- 1 公募委員の拡大に努めること。
- 2 幅広い分野から人材を登用すること。（男女比率，年齢構成，地域性等）

協働のまちづくり推進委員会

協働のまちづくり推進委員会

条例の実効性を高めるため、委員会を設置すること。

所掌事務

条例の実効性を高めるため、委員会の所掌する事務について定めます。

- 1 市長の諮問に応じ、答申する事項
 - (1) この条例の適切な運用に関すること。
 - (2) この条例の見直しに関すること。
 - (3) その他市長が必要と認めること。
- 2 委員会が自発的に検証、審議及び意見を述べる事項。
 - (1) 協働によるまちづくりに係る推進施策に関すること。
 - (2) 市民活動の促進に係る施策に関すること。
 - (3) 市政への参画に係る推進施策に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認めること。

条例の尊重及び見直し

条例事項の尊重

協働によるまちづくりの基本原則であり、定める事項を尊重することを改めて明文化します。

条例の見直し

今後、この条例をみんなで育てていくため、見直しについて明文化します。

雑則

委任

条例制定後、協働のまちづくりに関し必要となる規則や要綱などは、別に定めることとします。

附 則

平成 22 年 4 月 1 日から効力が生じることとします。